

不祥事未然防止対策基本方針

令和6年7月策定
日立市立大久保小学校

1 基本的な考え方

教育の要は「信頼」である。教職員による不祥事は、学校に対する保護者や児童、地域からの信頼を失う深刻かつ重大な問題である。本校全職員が、自身の行為が教育全般に影響することを強く自覚し、児童、保護者、地域、同僚、家族、そして、自分自身、「誰も不幸にしない」ための取り組みの徹底を図るため、「不祥事未然防止対策基本方針」を定める。

2 コンプライアンス推進委員会の設置と役割

(1) 推進委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 特別支援コーディネーター
学年主任 養護教諭 県費事務職員 PTA 役員

(2) 役割

- ① 不祥事未然防止のための中核となり、取組を推進する。
- ② 不祥事未然防止対策を組織的に展開する。

3 基本的な不祥事未然防止対策

(1) 不祥事を生まない学校づくり

- ① 「安心・安全」「親和的」「支持的風土」のある職員室
- ② 管理職の「笑顔」「承認」「感謝」 ※「報・連・相」しやすい関係

(2) 高い倫理観の保持と向上

- ① 計画的な校内コンプライアンス研修会の充実（ボトムアップ型）
- ② 管理職による計画的面談と日常的な現場指導 「そのとき その日のうちに」

(3) 校内環境の整備

- ① 4S 整理・整頓・清潔・清掃の徹底 「乱れたところに悪ははびこる」
- ② 複数の目による安全点検の充実

(4) 職員のサポート体制

- ① 学期ごとの職場環境に関するアンケートの実施、面談
- ② 相談窓口の設置と周知（養護教諭 管理職 学年主任）

(5) 公務上発生する不祥事の基本的な未然防止対策

- ① 体罰及び不適切な言動
ア 複数での指導 イ 一人で抱え込まない ウ 人権研修 エ 校内巡視
- ② 飲酒・交通違反
ア 飲酒ルールの徹底 イ 酒席確認表 ウ 個人面談
- ③ ハラスメント(セクハラ パワハラ等)
ア 相談体制の整備 イ 研修の充実 ウ 管理職による日常の指導
- ④ わいせつ・盗撮行為
ア 4S と相談体制の整備 イ 研修の充実 ウ スマホ所持確認と日常の巡視
- ⑤ 個人情報漏洩・紛失
ア 個人情報帯出ルールの遵守 イ 研修の充実 ウ 日常の指導(管理職)
- ⑥ 適正な徴収金の管理
ア 複数によるチェック体制(管理職) イ 確実な外部監査 ウ 研修の充実